

保護者の皆様へ

「新型コロナウイルス感染症」感染未然防止に係る  
幼稚園、小・中学校の休校の基準について（お知らせ）

学校再開を受けて、各幼稚園、各小中学校では、子どもたちの元気な声が響き、活気を取り戻しつつあります。これもご家族の皆様のご理解とご協力のおかげでございます。

しかしながら、「新型コロナウイルス感染症」の脅威は収まっておらず、学校等再開後の恩納村立幼稚園、小・中学校における休校等の対応についても考慮に入れて参らねばなりません。そこで、幼児児童生徒の安心・安全の確保と学力保障のため、下記のように基準を設定し、取り組むこととなりましたのでお知らせ致します。

記

※現在、幼稚園、小中学校では、園内・校内の消毒を、校医等の指示の下、毎日実施しております。

1. 体調不良の幼児児童生徒の出欠扱いについて

- (1) 発熱がある場合は、体温が平熱になるまでは、出席停止です。医師等の指示に従って療養してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の罹患の疑いがある場合は、お子さんの状況や症状等を学校等に電話連絡してください。内容によっては、相当期間が出席停止となる場合もあります。学校等と相談をしてください。

2. 新型コロナウイルス感染症の患者の発生時の対応について

(1) 幼児児童生徒が罹患した場合

- ① 罹患したお子さんは、医師の指示があるまでは、出席停止となります。
- ② 罹患したお子さんの兄弟姉妹が恩納村立幼小中学校に通っている場合は、その兄弟姉妹も出席停止となります。その学校にも電話連絡をお願いします。出席停止期間は、医師等の指示した期間になります。
- ③ 罹患した幼児児童生徒が所属している学校は、臨時休校となります。その際は、保護者の皆さんに、速やかに連絡を致しますので、帰宅のお迎え等があった場合は、ご対応をお願いいたします。

(2) 幼児児童生徒が、「濃厚接触者」（同居の方が罹患した場合等）となった場合

- ① 当該幼児児童生徒は、医師からの登校等の指示が出るまでは、出席停止となります。

3. 臨時休校について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者の発生があった学校は、保健所、学校医等の指導のもと、幼稚園、学校施設の消毒等の感染予防の措置を執りますので、休校となります。休校期間は、保健所や学校医等の指示した期間になります。